

市有財産（金地金）売り払いに伴う一般競争入札説明書

市有財産の売り払いについて、以下のとおり一般競争入札を実施するので、買取希望者は、この入札説明書の各条項を承知の上、あらかじめ入札参加の申込みを行い、所定の手続きに従い入札を行うこと。なお、入札手続き等について不明な点は、桜井市総務部財政課に照会すること。

令和8年6月8日

1 一般競争入札により売り払う動産

品名	数量 ^{※1}	最低買取率 ^{※2}
金地金（三菱マテリアル製） 1 kg	10本	100%

※1 別紙 金地金一覧参照

※2 備考

- ・買取率とは、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のこと。以下、「買取率」という。
- ・最低買取率とは、あらかじめ本市が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

2 仕様内容（買取方法、買取条件等）

- （1）入札において、田中貴金属工業株式会社が公表している店頭買取価格（税込）を基準に、金地金の買取率（%）を入札書に記載すること。
- （2）実際の買取代金は、田中貴金属工業株式会社が買取日当日の9時30分に公表した店頭買取価格（税込）に、落札した金地金の買取率（%）及び重量を乗じた額の合計額とする。またその際、端数処理は、基準額、買取率、重量を全て乗じた後の合計（円）に対して、1円未満を切り捨てることとする。
- （3）買取日及び場所は、議決後、両者が協議により定める。
- （4）金地金（三菱マテリアル製）の買取が可能であること。
- （5）入札にあたり、事前に金地金の査定・真贋の場は設けない。
- （6）買取代金は一括で支払うこと。
- （7）買取は、両者が協議により定めた場所で、本市立ち会いの下、査定・真贋、買取代金の支払いまで完了し、その後、金地金を引き渡すこととする。なお、立ち会い、買取、査定・真贋、買取代金の口座振込に要する費用は、落札者の負担とする。また、金地金の引き渡しの完了に伴い、落札者は金地金引渡し済書を提出すること。

- (8) 査定・真贋の結果、万が一正規品以外の品が含まれていた場合は、落札者は正規品のみを入札書に記載した買取率で買い取り、正規品以外の品については、真贋証憑書類を添えて、買取対象から除外できることとする。なお、金地金の引き渡し以降の返品・返金等の申し出は一切受け付けない。

3 入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければいけない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱（平成23年1月1日告示第2号）又は桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱（令和5年3月31日告示第83号）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者ではないこと。
- (3) 入札公告日現在において、引き続き5年以上の営業実績があること。
- (4) 営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許又は許可を受けていること。
- (5) 法人税、所得税、事業税、市税、消費税及び地方消費税を納付していること。
- (6) 金融機関から取引の停止を受けた者そのほかの経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が許可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされていない者とみなす。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (9) 本入札の公告日から落札決定までの間において、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱又は桜井市物品購入等の契約に関する

入札参加停止措置要綱に基づく指名停止処置の期間がない者であること。

4 入札参加申込書の受付

一般競争入札に参加希望の方は、必要事項を記載した一般競争入札参加申込書について、次の（１）～（４）により申し込みを行うこと。

（１）受付期間及び時間

- ・令和８年６月８日（月）～令和８年７月８日（水）まで（土曜日、日曜日を除く）
- ・午前９時から午後５時まで（正午～午後１時までを除く）

（２）提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けることとする。事故等については提出者のリスク負担とする。

（３）受付場所

桜井市大字粟殿４３２番地の１
桜井市役所３階財政課

（４）提出資料

- ① 一般競争入札参加申込書
- ② 全部事項証明書（履歴事項証明書）１通
- ③ 印鑑（登録）証明書 １通
- ④ 古物商許可証の写し（法人用）
- ⑤ 誓約書（「３ 入札参加資格」を満たしている者であることを誓約する書面）
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑦ 委任状（代理人により入札申込をする場合は必要。ただし、入札参加法人の社員等の場合は、社員証の掲示及びコピーの提出、委任状の代理人欄に氏名・押印のみで可とする。）

※ 本市ホームページ内の様式関係からダウンロードすること。

（５）申し込みにあたっての留意事項

- ① 提出書類のうち、公的証明書は発行３ヶ月以内のものに限る。
- ② 提出書類は、理由を問わず一切返却は行わない。
- ③ 一般競争入札参加申込書の内容変更や取り下げについては、入札参加申込の期間内に限って行うことができる。（取下書は自由書式）
- ④ 入札参加の申し込み手続き後、入札書及び受付済証（本申込書に受付印を押印した本申込書の写しを受付済証とする。）を交付する。受付済証は入札書提出時と開札当日に必ず持参すること。

- ⑤ 入札参加申込受付以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加申込の受付の取り消しを行う。
- ⑥ 入札参加申込者に関する情報及び申込者数等の問合せについては、一切応じない。

5 質問の受付及び回答

本入札の参加申込に係る質問の受付及び回答については、下記のとおりとする。

① 受付期間

- ・令和8年6月8日（月）～令和8年7月1日（水）（土曜日、日曜日を除く）
- ・午前9時～午後5時まで（正午～午後1時までを除く）

② 受付方法

入札説明書についての質疑は、質疑書にて、FAXにより行うこと。

③ 送信先

桜井市総務部財政課 FAX番号：0744-42-2656

④ 回答日

令和8年7月3日（金）

⑤ 回答方法

桜井市ホームページ上での公開

⑥ その他

記名等のないものや本入札に関わること以外の質疑、口頭や郵送等上記の受付方法以外での問い合わせについては一切受け付けないものとする。

6 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

(1) 入札書の提出場所

桜井市役所3階財政課

(2) 入札書の提出日時

令和8年7月21日（火）午前10時～午後2時（正午～午後1時までを除く）

(3) 入札にあたり提出する書類

- ① 受付済証（入札参加申込受付時に提示すること。）
- ② 入札書（封書で期間内に提出すること。）

- ③ 代理人の場合は、入札参加申込時の委任状に記載されている委任者であると確認が出来るもの。なお、入札する法人の社員の場合は社員証等。(入札参加申込でコピー提出した社員証等。)
- (4) 入札書は、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「市有財産(金地金)売り払いに伴う一般競争入札」と朱書きして、必ず持参すること。
- (5) 入札参加者は、見積もった買取率(%)を入札書に記載すること。
- (6) 入札書の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (7) 入札参加者は、自己の入札の完了後は、入札書の書き換え、引き換え又は撤回することができない。
- (8) その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。
- (9) 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加申請について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

7 開札場所・日時等

- (1) 開札場所
桜井市役所
- (2) 開札日時
令和8年7月21日(火)午後2時30分～
- ※ 開札時間までに指定の場所に入室すること。
 - ※ 開札は説明終了後、直ちに行うものとする。
 - ※ 開札場所には、参加申込1件につき2名までの入室とする。
 - ※ 開札に欠席又は遅刻した場合は、理由を問わず棄権とする。
- (3) 開札にあたり提出する書類
- ① 受付済証
 - ② 入札参加申込印鑑(委任状に押印されている代理人の方の印鑑を持参すること。)
- (4) 開札
- ・開札の開始時間になれば、開札場所への入室を締め切る。
 - ・入札参加者の立ち会いのもとで開札を行う。
 - ・開札の結果について異議を申し立てることはできない。
- (5) 落札者
入札した買取率が最低買取率以上かつ最高買取率である入札者を落札者として決定とする。ただし、最高買取率の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。
- (6) 開札結果の公表
開札結果は、落札者の法人名及び落札買取率を本市ホームページ内で公表する。

8 入札保証金

入札保証金は不要とする。

9 契約及び契約費用等に関する事項

(1) 契約の締結

- ① この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月27日条例第3号）第3条の規定による市議会の議決を得た後、本市が落札者に対してこの契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約となる仮契約とする。
- ② 本市は、市議会で議決が得られなかった場合は、落札者に対していかなる責任及び費用負担を負わない。

(2) 契約費用等

- ① 契約書に添付する収入印紙の費用は、落札者の負担とする。
- ② その他の契約に要する費用は、落札者の負担とする。

10 買取代金の納入

落札者は、両者が協議により定めた場所と日時取引を行う。本市が指定する口座に振込等により、当該契約に係る買取代金を本市の収納機関に納付しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

桜井市総務部財政課

〒633-8585 桜井市大字粟殿432番地の1

電話番号：0744-42-9111

12 その他

この入札説明書に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法、地方自治法施行令、桜井市契約規則等の定めるところにより桜井市長が決定する。